平成２４年（フ）第２４４１号
横浜市南区平楽８番地９　福岡方
債務者　平澤　康江
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２４５６号
神奈川県茅ヶ崎市南湖４丁目16番33号　ウエストコーストⅡ201
債務者　広瀬　正幸
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５６８号
静岡市清水区草薙３丁目22番15号　メゾン杉道Ｄ－２
債務者　安部　　裕
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月25日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５６９号
静岡市清水区草薙３丁目22番15号　メゾン杉道Ｄ－２
債務者　安部　悦子
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月25日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２３８号
愛知県豊橋市宮下町129番地１
債務者　鈴木溶接こと　鈴木　雅行
1　決定年月日時　平成24年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月21日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第２６５号
愛知県蒲郡市御幸町１番９号
債務者　三好佐恵子
1　決定年月日時　平成24年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月21日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第２６６号
愛知県蒲郡市御幸町１番９号
債務者　三好　幸子
1　決定年月日時　平成24年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月21日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第２６８号
愛知県豊川市中条町鴻ノ巣36番地の２　鴻ノ巣住宅２棟202号
債務者　近藤　幸治
1　決定年月日時　平成24年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月21日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第２３４７号
横浜市港北区高田西２丁目22番54―101号
債務者　中沢寿美子
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６０１号
静岡市清水区船越東町727番地の16
債務者　佐野　晶子
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月29日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６５８号
静岡市駿河区高松2263番地
債務者　中村　幸子
1　決定年月日時　平成24年11月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月29日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６６４号
静岡市駿河区丸子6697番地の１　ニューシティトミナガ102号
債務者　江島　公香（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成24年11月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月29日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６３９号
静岡県榛原郡吉田町川尻841番地の24
債務者　秋山美紀子
1　決定年月日時　平成24年11月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月１日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６５１号
静岡県藤枝市田沼２丁目14番３号　セジュール青島105号、旧住所静岡県藤枝市藤枝４丁目９番30―403号　マイキャッスル藤枝
債務者　小野塚順一
1　決定年月日時　平成24年11月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月１日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６５２号
静岡県藤枝市田沼２丁目14番３号　セジュール青島105号、旧住所静岡県藤枝市藤枝４丁目９番30―403号　マイキャッスル藤枝
債務者　小野塚房子
1　決定年月日時　平成24年11月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月１日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部